

新旧対照表

○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（平成元年千葉県教育委員会規則第十三号）

改正後	改正前
<p>教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成元年四月一日 教育委員会規則第十三号</p>	<p>教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成元年四月一日 教育委員会規則第十三号</p>
<p>改正 平成 三年一〇月 一日教育委員会規則第一二号</p> <p>平成 七年 三月三十一日教育委員会規則第一一号</p> <p>平成一一年 四月 一日教育委員会規則第一二号</p> <p>平成一二年 五月二六日教育委員会規則第二七号</p> <p>平成一四年 三月 一日教育委員会規則第九号</p> <p>平成一六年 三月三〇日教育委員会規則第二号</p> <p>平成一九年一〇月三〇日教育委員会規則第二二号</p> <p>平成二一年 三月一三日教育委員会規則第二号</p> <p>平成二五年一二月二〇日教育委員会規則第七号</p> <p>平成三〇年一二月一八日教育委員会規則第九号</p> <p>教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。）第二十号の規定により、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が授与する教育職員の免許状等に関し必要な事項を定めるものとする。 (普通免許状の授与申請)</p>	<p>改正 平成 三年一〇月 一日教育委員会規則第一二号</p> <p>平成 七年 三月三十一日教育委員会規則第一一号</p> <p>平成一一年 四月 一日教育委員会規則第一二号</p> <p>平成一二年 五月二六日教育委員会規則第二七号</p> <p>平成一四年 三月 一日教育委員会規則第九号</p> <p>平成一六年 三月三〇日教育委員会規則第二号</p> <p>平成一九年一〇月三〇日教育委員会規則第二二号</p> <p>平成二一年 三月一三日教育委員会規則第二号</p> <p>平成二五年一二月二〇日教育委員会規則第七号</p> <p>平成三〇年一二月一八日教育委員会規則第九号</p> <p>教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。）第二十号の規定により、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が授与する教育職員の免許状等に関し必要な事項を定めるものとする。 (普通免許状の授与申請)</p>

第二条 免許法第五条第一項本文の規定により普通免許状の授与を受けようとする者（免許法第六条第一項に規定する教育職員検定（以下「教育職員検定」という。）を受け普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、教育職員免許状授与申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
- 二 履歴書（別記第三号様式）
- 三 免許法別表第一第二欄又は別表第二第二欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面
- 四 免許法別表第一第三欄又は別表第二第三欄に規定する単位を修得したことを証する書面

（削る。）

（削る。）

五 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第二条第一項の表備考第九号又は第四条第一項の表備考第八号の規定の適用を受けようとする者にあつては、それぞれ当該各号に規定する実務証明責任者の証明書（以下「実務成績証明書」という。）

六 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第四条の規定による証明書又は同令第三条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面若しくは同条第二項に該当する者であることを証する書面

2 免許法第十六条第一項、第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は第十七条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者（教育職員検定を受け普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、教育職員免許状授与申請書に前項第一号及び第二号に規定する書類のほか、教員資格認定試験の合格証明書（教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第八条第二項に規定する合格証明書をいう。）又は免許法施行規則第六十四条

第二条 免許法第五条第一項本文の規定により普通免許状の授与を受けようとする者（免許法第六条第一項に規定する教育職員検定（以下「教育職員検定」という。）を受け普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、教育職員免許状授与申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
- 二 履歴書（別記第三号様式）
- 三 免許法別表第一第二欄又は別表第二第二欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面
- 四 免許法別表第一第三欄又は別表第二第三欄に規定する単位を修得したことを証する書面

五 免許法第五条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、免許法第七条第四項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）

六 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）にあつては、普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

七 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第二条第一項の表備考第九号又は第四条第一項の表備考第八号の規定の適用を受けようとする者にあつては、それぞれ当該各号に規定する実務証明責任者の証明書（以下「実務成績証明書」という。）

八 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第四条の規定による証明書又は同令第三条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面若しくは同条第二項に該当する者であることを証する書面

2 免許法第十六条の二第一項、第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は第十七条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者（教育職員検定を受け普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、教育職員免許状授与申請書に前項第一号及び第二号に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

第一項の表下欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面を添えて
県教育委員会に提出しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(普通免許状に係る新教育領域の追加の定め申請)

第二条の二 免許法第五条の二第三項の規定により普通免許状に同項の規定による新教育領域の追加の定め(第三条の二第三項及び第九条の二第二項を除き、以下「新教育領域の追加の定め」という。)を受けようとする者(教育職員検定を受け普通免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者を除く。)は、新教育領域の追加の定め申請書(別記第一号様式)に前条第一項第一号、第二号及び第四号に規定する書類のほか、当該普通免許状を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(教育職員検定による普通免許状の授与申請)

第三条 免許法第五条第一項本文及び第十八条第一項並びに附則第九項、第十七項及び第十八項、教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号。以下「施行法」という。)第二条第一項並びに免許法施行規則第六十四条第一項の規定により教育職員検定を受けて普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定願(別記第四号様式)に第二条第一項第一号及び第二号に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 受検資格に関する証明書

二 身体に関する証明書(第九条の三第二号に規定する身体に関する証明書をいう。以下第八条までにおいて同じ。)又は健康診断書

(削る。)

一 教員資格認定試験の合格証明書(教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)第八条第二項に規定する合格証明書をいう。)又は免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面

二 免許法第十六条の二第二項(免許法第十六条の三第三項、第十六条の四第四項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者にあつては、免許状更新講習(修了)(履修)証明書

三 旧免許状所持者にあつては、普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

(普通免許状に係る新教育領域の追加の定め申請)

第二条の二 免許法第五条の二第三項の規定により普通免許状に同項の規定による新教育領域の追加の定め(第三条の二第三項及び第九条の二第二項を除き、以下「新教育領域の追加の定め」という。)を受けようとする者(教育職員検定を受け普通免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者を除く。)は、新教育領域の追加の定め申請書(別記第一号様式)に前条第一項第一号、第二号及び第四号に規定する書類のほか、当該普通免許状を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(教育職員検定による普通免許状の授与申請)

第三条 免許法第五条第一項本文及び第十八条第一項並びに附則第九項、第十七項及び第十八項、教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号。以下「施行法」という。)第二条第一項並びに免許法施行規則第六十四条第一項の規定により教育職員検定を受けて普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定願(別記第四号様式)に第二条第一項第一号及び第二号に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 受検資格に関する証明書

二 身体に関する証明書(第九条の三第二号に規定する身体に関する証明書をいう。以下第八条までにおいて同じ。)又は健康診断書

三 免許法第六条第四項(免許法附則第九項後段、第十七項後段若しくは第十八項後段又は施行法第二条第一項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受ける者にあつては、免許状更新講習(修了)(履修)証明書

(削る。)

2 前項第一号に規定する受検資格に関する証明書（免許法第十八条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 免許法別表第三の規定による場合

- イ 免許法別表第三第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第三第三欄に規定する実務成績証明書
- ハ 免許法別表第三第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面

二 免許法別表第四の規定による場合

- イ 免許法別表第四第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第四第三欄に規定する単位を修得したことを証する書面

三 免許法別表第五の規定による場合

- イ 免許法別表第五第二欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面
- ロ 免許法別表第五第三欄に規定する単位を修得したことを証する書面
- ハ 免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受けようとする者にあつては、同表備考第四号に規定する高等学校の卒業証明書

四 免許法別表第六の規定による場合

- イ 免許法別表第六第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第六第三欄に規定する実務成績証明書
- ハ 免許法別表第六第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
- ニ 免許法別表第六備考第二号の規定の適用を受けようとする者にあつては、看護師免許証の写し

五 免許法別表第六の二の規定による場合

- イ 免許法別表第六の二第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第六の二第三欄に規定する実務成績証明書
- ハ 免許法別表第六の二第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
- ニ 免許法別表第六の二備考の規定の適用を受けようとする者にあつては、管理栄養士免許証の写し

六 免許法別表第七の規定による場合

- イ 免許法別表第七第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第七第三欄に規定する実務成績証明書

四 旧免許状所持者にあつては、普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

2 前項第一号に規定する受検資格に関する証明書（免許法第十八条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 免許法別表第三の規定による場合

- イ 免許法別表第三第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第三第三欄に規定する実務成績証明書
- ハ 免許法別表第三第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面

二 免許法別表第四の規定による場合

- イ 免許法別表第四第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第四第三欄に規定する単位を修得したことを証する書面

三 免許法別表第五の規定による場合

- イ 免許法別表第五第二欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面

ロ 免許法別表第五第三欄に規定する単位を修得したことを証する書面

ハ 免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受けようとする者にあつては、同表備考第四号に規定する高等学校の卒業証明書

四 免許法別表第六の規定による場合

- イ 免許法別表第六第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第六第三欄に規定する実務成績証明書
- ハ 免許法別表第六第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
- ニ 免許法別表第六備考第二号の規定の適用を受けようとする者にあつては、看護師免許証の写し

五 免許法別表第六の二の規定による場合

- イ 免許法別表第六の二第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第六の二第三欄に規定する実務成績証明書
- ハ 免許法別表第六の二第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
- ニ 免許法別表第六の二備考の規定の適用を受けようとする者にあつては、管理栄養士免許証の写し

六 免許法別表第七の規定による場合

- イ 免許法別表第七第二欄に規定する免許状の写し
- ロ 免許法別表第七第三欄に規定する実務成績証明書

- ハ 免許法別表第七第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - 七 免許法別表第八の規定による場合
 - イ 免許法別表第八第二欄に規定する免許状の写し
 - ロ 免許法別表第八第三欄に規定する実務成績証明書
 - ハ 免許法別表第八第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - 八 免許法附則第九項の規定による場合
 - イ 免許法附則第九項の表第二欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面
 - ロ 免許法附則第九項の表第三欄に規定する実務成績証明書
 - ハ 免許法附則第九項の表第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - 九 免許法附則第十七項の規定による場合
 - イ 免許法附則第十七項の表第二欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面
 - ロ 免許法附則第十七項の表第三欄に規定する実務成績証明書
 - ハ 免許法附則第十七項の表第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - ニ 免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受けようとする者にあつては、免許状の写し
 - ホ 免許法施行規則附則第六項の表備考第四号の規定の適用を受けようとする者にあつては、実務成績証明書
 - 十 免許法附則第十八項の規定による場合
 - イ 免許法施行規則附則第七項に規定する基礎資格を有していることを証する書面
 - ロ 免許法施行規則附則第十項の表第二欄に規定する実務成績証明書
 - ハ 免許法施行規則附則第十項の表第三欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - 十一 施行法第二条第一項の規定による場合
 - 施行法第二条第一項の表上欄に規定する者であることを証する書面
 - 十二 免許法施行規則第六十四条の規定による場合
 - 免許法施行規則第六十四条に規定する資格を有することを証する書面
- 3 第一項に規定する免許法第十八条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合の第一項第一号の受検資格に関する証明書は、次の各号に掲げる書類とする。

- ハ 免許法別表第七第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - 七 免許法別表第八の規定による場合
 - イ 免許法別表第八第二欄に規定する免許状の写し
 - ロ 免許法別表第八第三欄に規定する実務成績証明書
 - ハ 免許法別表第八第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - 八 免許法附則第九項の規定による場合
 - イ 免許法附則第九項の表第二欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面
 - ロ 免許法附則第九項の表第三欄に規定する実務成績証明書
 - ハ 免許法附則第九項の表第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - 九 免許法附則第十七項の規定による場合
 - イ 免許法附則第十七項の表第二欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面
 - ロ 免許法附則第十七項の表第三欄に規定する実務成績証明書
 - ハ 免許法附則第十七項の表第四欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - ニ 免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受けようとする者にあつては、免許状の写し
 - ホ 免許法施行規則附則第六項の表備考第四号の規定の適用を受けようとする者にあつては、実務成績証明書
 - 十 免許法附則第十八項の規定による場合
 - イ 免許法施行規則附則第七項に規定する基礎資格を有していることを証する書面
 - ロ 免許法施行規則附則第十項の表第二欄に規定する実務成績証明書
 - ハ 免許法施行規則附則第十項の表第三欄に規定する単位を修得したことを証する書面
 - 十一 施行法第二条第一項の規定による場合
 - 施行法第二条第一項の表上欄に規定する者であることを証する書面
 - 十二 免許法施行規則第六十四条の規定による場合
 - 免許法施行規則第六十四条に規定する資格を有することを証する書面
- 3 第一項に規定する免許法第十八条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合の第一項第一号の受検資格に関する証明書は、次の各号に掲げる書類とする。

一 外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者にあつては、その写し

二 外国の学校を卒業し、又は修了した者にあつては、その証明書及び学業成績証明書

(教育職員検定による普通免許状に係る新教育領域の追加の定め申請)

第三条の二 免許法第五条の二第三項の規定により教育職員検定を受け普通免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類及び当該普通免許状を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 受検資格に関する証明書

二 身体に関する証明書又は健康診断書

2 前項第一号に掲げる受検資格に関する証明書は、第十三条の規定により定められた教育職員検定の基準のうち新教育領域の追加の定めに係るものに適合することを証する書面とする。

3 前各項の規定は、免許法第十八条第二項において準用する免許法第五条の二第三項の規定により教育職員検定を受け普通免許状に免許法第十八条第二項において準用する免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする者について準用する。この場合において、前項中「第十三条の規定により定められた教育職員検定の基準のうち新教育領域の追加の定めに係るものに適合することを証する」とあるのは、「前条第三項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

(特別免許状)

第四条 免許法第五条第二項の規定により教育職員検定を受けて特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。

一 身体に関する証明書又は健康診断書

二 特別免許状を受けようとする者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書

第五条 削除

第六条 特別免許状の様式は、別記第五号様式とする。

第七条 免許法第五条第四項の規定による意見聴取の方法等については、別に定める。

(臨時免許状の授与の申請)

一 外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者にあつては、その写し

二 外国の学校を卒業し、又は修了した者にあつては、その証明書及び学業成績証明書

(教育職員検定による普通免許状に係る新教育領域の追加の定め申請)

第三条の二 免許法第五条の二第三項の規定により教育職員検定を受け普通免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類及び当該普通免許状を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 受検資格に関する証明書

二 身体に関する証明書又は健康診断書

2 前項第一号に掲げる受検資格に関する証明書は、第十三条の規定により定められた教育職員検定の基準のうち新教育領域の追加の定めに係るものに適合することを証する書面とする。

3 前各項の規定は、免許法第十八条第二項において準用する免許法第五条の二第三項の規定により教育職員検定を受け普通免許状に免許法第十八条第二項において準用する免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする者について準用する。この場合において、前項中「第十三条の規定により定められた教育職員検定の基準のうち新教育領域の追加の定めに係るものに適合することを証する」とあるのは、「前条第三項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

(特別免許状)

第四条 免許法第五条第三項の規定により免許法第六条第一項に規定する教育職員検定を受けて特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。

一 身体に関する証明書又は健康診断書

二 特別免許状を受けようとする者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書

第五条 削除

第六条 特別免許状の様式は、別記第五号様式とする。

第七条 免許法第五条第五項の規定による意見聴取の方法等については、別に定める。

(臨時免許状の授与の申請)

<p>第八条 免許法<u>第五条第五項</u>及び第十八条第一項、施行法第二条第一項並びに免許法施行規則第六十五条の規定により教育職員検定を受けて臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に規定する書類のほか、臨時免許状を受けようとする者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が普通免許状を有する者を採用することができないことを証する書面及び次の各号に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 受検資格に関する証明書 二 身体に関する証明書又は健康診断書 <p>2 前項第一号に規定する受検資格に関する証明書は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 免許法<u>第五条第五項</u>の規定による場合 <ol style="list-style-type: none"> イ 免許法第五条第一項各号のいずれにも該当しないことを証する書面 ロ 高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者にあつては、免許法<u>第五条第五項各号</u>のいずれかに該当することを証する書面 ハ 免許状の種類に応じて県教育委員会が別に定める書類 二 免許法第十八条第一項の規定による場合 <ol style="list-style-type: none"> 第三条第三項に規定する書類 三 施行法第二条第一項の規定による場合 <ol style="list-style-type: none"> 施行法第二条第一項の表上欄に規定する者であることを証する書面 四 免許法施行規則第六十五条の規定による場合 <ol style="list-style-type: none"> 免許法施行規則第六十五条に規定する資格を有することを証する書面 <p>第九条 臨時免許状の様式は、別記第六号様式とする。 (臨時免許状に係る新教育領域の追加の定め申請)</p> <p>第九条の二 免許法第五条の二第三項の規定により教育職員検定を受けて臨時免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に規定する書類のほか、臨時免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が普通免許状を有する者を採用することができないことを証する書面及び次の各号に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第八条第一項各号に掲げる書類 二 当該臨時免許状 <p>2 前項の規定は、免許法第十八条第二項において準用する免許法第五条の二</p>	<p>第八条 免許法<u>第五条第六項</u>及び第十八条第一項、施行法第二条第一項並びに免許法施行規則第六十五条の規定により教育職員検定を受けて臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に規定する書類のほか、臨時免許状を受けようとする者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が普通免許状を有する者を採用することができないことを証する書面及び次の各号に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 受検資格に関する証明書 二 身体に関する証明書又は健康診断書 <p>2 前項第一号に規定する受検資格に関する証明書は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 免許法<u>第五条第六項</u>の規定による場合 <ol style="list-style-type: none"> イ 免許法第五条第一項各号のいずれにも該当しないことを証する書面 ロ 高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者にあつては、免許法<u>第五条第六項各号</u>のいずれかに該当することを証する書面 ハ 免許状の種類に応じて県教育委員会が別に定める書類 二 免許法第十八条第一項の規定による場合 <ol style="list-style-type: none"> 第三条第三項に規定する書類 三 施行法第二条第一項の規定による場合 <ol style="list-style-type: none"> 施行法第二条第一項の表上欄に規定する者であることを証する書面 四 免許法施行規則第六十五条の規定による場合 <ol style="list-style-type: none"> 免許法施行規則第六十五条に規定する資格を有することを証する書面 <p>第九条 臨時免許状の様式は、別記第六号様式とする。 (臨時免許状に係る新教育領域の追加の定め申請)</p> <p>第九条の二 免許法第五条の二第三項の規定により教育職員検定を受けて臨時免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に規定する書類のほか、臨時免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が普通免許状を有する者を採用することができないことを証する書面及び次の各号に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第八条第一項各号に掲げる書類 二 当該臨時免許状 <p>2 前項の規定は、免許法第十八条第二項において準用する免許法第五条の二</p>
--	--

第三項の規定により教育職員検定を受け臨時免許状に免許法第十八条第二項において準用する免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする者について準用する。

3 第八条第二項第一号の規定は第一項第一号に掲げる書類について、同条第二項第二号の規定は前項において準用する第一項第一号に掲げる書類について、それぞれ準用する。

(人物及び身体に関する証明書の様式)

第九条の三 免許法第七条第二項に規定する人物及び身体に関する証明書の様式は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 人物に関する証明書 別記第六号様式の二
- 二 身体に関する証明書 別記第六号様式の三

(書換え又は再交付)

第十条 免許法第十五条の規定により免許状の書換え又は再交付を受けようとする者は、教育職員免許状書換(再交付)申請書(別記第七号様式)に免許状の書換えの場合にあつては書換えを必要とする免許状及び変更事項を証する書面、汚損又は破損による再交付の場合にあつては当該汚損又は破損した免許状を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(旧令による教員免許状を有する者についての特例)

第十一条 施行法第一条第三項の規定により同条第一項の表下欄に規定する免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状書換(再交付)申請書に同表上欄に規定する旧免許状を添えて県教育委員会に提出しなければならない。この場合において、中学校又は高等学校の教諭又は助教諭の免許状の交付を受けようとする者は、必要に応じて教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号。以下「施行法施行規則」という。)第一条第一項に規定する出身学校長又は実務証明責任者の証明する書面を添付するものとする。

(授与証明書の申請)

第十二条 免許状の授与証明書の交付を受けようとする者は、免許状授与証明書交付申請書(別記第八号様式)を県教育委員会に提出しなければならない。

(検定の基準等)

第十三条 教育職員検定における人物、学力、実務及び身体の検定の方法は書類によるものとし、その基準は別に定める。

第三項の規定により教育職員検定を受け臨時免許状に免許法第十八条第二項において準用する免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする者について準用する。

3 第八条第二項第一号の規定は第一項第一号に掲げる書類について、同条第二項第二号の規定は前項において準用する第一項第一号に掲げる書類について、それぞれ準用する。

(人物及び身体に関する証明書の様式)

第九条の三 免許法第七条第二項に規定する人物及び身体に関する証明書の様式は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 人物に関する証明書 別記第六号様式の二
- 二 身体に関する証明書 別記第六号様式の三

(書換え又は再交付)

第十条 免許法第十五条の規定により免許状の書換え又は再交付を受けようとする者は、教育職員免許状書換(再交付)申請書(別記第七号様式)に免許状の書換えの場合にあつては書換えを必要とする免許状及び変更事項を証する書面、汚損又は破損による再交付の場合にあつては当該汚損又は破損した免許状を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(旧令による教員免許状を有する者についての特例)

第十一条 施行法第一条第三項の規定により同条第一項の表下欄に規定する免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状書換(再交付)申請書に同表上欄に規定する旧免許状を添えて県教育委員会に提出しなければならない。この場合において、中学校又は高等学校の教諭又は助教諭の免許状の交付を受けようとする者は、必要に応じて教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号。以下「施行法施行規則」という。)第一条第一項に規定する出身学校長又は実務証明責任者の証明する書面を添付するものとする。

(授与証明書の申請)

第十二条 免許状の授与証明書の交付を受けようとする者は、免許状授与証明書交付申請書(別記第八号様式)を県教育委員会に提出しなければならない。

(検定の基準等)

第十三条 教育職員検定における人物、学力、実務及び身体の検定の方法は書類によるものとし、その基準は別に定める。

(単位の修得方法等)

第十四条 免許法別表第三(教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)附則第八項の規定による場合を含む。)、別表第六又は別表第六の二の規定により、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるもののそれぞれの表第三欄に規定する最低在職年数を超えた場合における単位の修得方法は、それぞれ別表第一から別表第十五までの第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

2 免許法別表第八の規定により、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの(免許法施行規則第十八条の四の規定の適用を受ける者を除く。)の単位の修得方法は、別表第十六の第一欄に掲げる受けようとする免許状の種類及び第二欄に掲げる有することを必要とする学校の免許状ごとに、第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる科目の単位を含めて第五欄に掲げる単位を修得するものとする。

3 前各項及び免許法施行規則又は施行法施行規則において単位修得方法が規定されている場合における単位の修得の基準については、別に定める。

第十五条から第十八条まで 削除

(免許状を要しない非常勤の講師の届出)

第十九条 免許法施行規則第六十五条の九に規定する届出書は、特別非常勤講師任命(雇用)届出書(別記第九号様式)とする。

(免許外教科の教授担任許可)

第二十条 免許法附則第二項の規定により免許教科外の教科の教授を担当することの許可を受けようとする校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭は、免許外教科教授担任許可申請書(別記第十一号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 申請事由書(別記第十二号様式)

二 免許状及び教科に関する証明書(別記第十三号様式)

(書類の経由)

第二十一条 この規則に規定する免許状等に関する申請については、市町村立学校の教育職員にあつてはその学校の所在する市町村を所管区域とする千葉県教育庁教育事務所の所長を、県立学校の教育職員にあつては所属する学校の校長を経由するものとする。ただし、当該市町村立学校の所在する市町村

(単位の修得方法等)

第十四条 免許法別表第三(教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)附則第八項の規定による場合を含む。)、別表第六又は別表第六の二の規定により、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるもののそれぞれの表第三欄に規定する最低在職年数を超えた場合における単位の修得方法は、それぞれ別表第一から別表第十五までの第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

2 免許法別表第八の規定により、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの(免許法施行規則第十八条の四の規定の適用を受ける者を除く。)の単位の修得方法は、別表第十六の第一欄に掲げる受けようとする免許状の種類及び第二欄に掲げる有することを必要とする学校の免許状ごとに、第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる科目の単位を含めて第五欄に掲げる単位を修得するものとする。

3 前各項及び免許法施行規則又は施行法施行規則において単位修得方法が規定されている場合における単位の修得の基準については、別に定める。

第十五条から第十八条まで 削除

(免許状を要しない非常勤の講師の届出)

第十九条 免許法施行規則第六十五条の十一に規定する届出書は、特別非常勤講師任命(雇用)届出書(別記第九号様式)とする。

(免許外教科の教授担任許可)

第二十条 免許法附則第二項の規定により免許教科外の教科の教授を担当することの許可を受けようとする校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭は、免許外教科教授担任許可申請書(別記第十一号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 申請事由書(別記第十二号様式)

二 免許状及び教科に関する証明書(別記第十三号様式)

(書類の経由)

第二十一条 この規則に規定する免許状等に関する申請については、市町村立学校の教育職員にあつてはその学校の所在する市町村を所管区域とする千葉県教育庁教育事務所の所長を、県立学校の教育職員にあつては所属する学校の校長を経由するものとする。ただし、当該市町村立学校の所在する市町村

を所管区域とする千葉県教育庁教育事務所が置かれていない場合にあつては、この限りでない。

(現職教員の特例)

第二十二條 この規則に規定する免許状等に関する申請において、現に教育職員である者であつて、県教育委員会が必要ないと認めるものにあつては、提出書類のうち誓約書及び身体に関する証明書又は健康診断書を省略することができる。

(所轄庁の証明)

第二十三條 県教育委員会を所轄庁(免許法第二条第三項に規定する所轄庁をいう。)とする者が、実務に関する証明を受けようとするときは、実務成績証明申請書(別記第十四号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 履歴書

二 所属長の副申書

2 県教育委員会を所轄庁とする者が、教科に関する成績良好な旨の証明を受けようとするときは、教科認定申請書(別記第十五号様式)に前項各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

3 前二項に規定する所属長の副申は、県教育委員会の指定する調査書により行うものとする。

(委任)

第二十四條 この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会の教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の廃止)

2 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則(昭和三十年千葉県教育委員会規則第二号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、旧規則の規定によりなされた出願その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

4 旧規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成三年十月一日教育委員会規則第十二号)

を所管区域とする千葉県教育庁教育事務所が置かれていない場合にあつては、この限りでない。

(現職教員の特例)

第二十二條 この規則に規定する免許状等に関する申請において、現に教育職員である者であつて、県教育委員会が必要ないと認めるものにあつては、提出書類のうち誓約書及び身体に関する証明書又は健康診断書を省略することができる。

(所轄庁の証明)

第二十三條 県教育委員会を所轄庁(免許法第二条第三項に規定する所轄庁をいう。)とする者が、実務に関する証明を受けようとするときは、実務成績証明申請書(別記第十四号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 履歴書

二 所属長の副申書

2 県教育委員会を所轄庁とする者が、教科に関する成績良好な旨の証明を受けようとするときは、教科認定申請書(別記第十五号様式)に前項各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

3 前二項に規定する所属長の副申は、県教育委員会の指定する調査書により行うものとする。

(委任)

第二十四條 この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会の教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の廃止)

2 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則(昭和三十年千葉県教育委員会規則第二号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、旧規則の規定によりなされた出願その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

4 旧規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成三年十月一日教育委員会規則第十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二十九日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日教育委員会規則第十一号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十年七月二十四日教育委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日教育委員会規則第十二号）

改正 平成一二年 五月二六日教育委

員会規則第二七号

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）附則第二項の規定の適用を受ける者については、改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項第六号の規定は適用しない。

3 改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第十四条の規定を適用したとしたならば、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）別表第三（教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百十八号）附則第八項の規定による場合を含む。以下この項において同じ。）又は別表第六に規定するそれぞれの普通免許状に係る単位数のうち十単位以上を平成十五年三月三十一日までに修得したこととなる者に対する教育職員免許法別表第三又は別表第六の規定の適用については、改正後の規則第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月三十一日教育委員会規則第二十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年五月二十六日教育委員会規則第二十七号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二十九日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日教育委員会規則第十一号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十年七月二十四日教育委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日教育委員会規則第十二号）

改正 平成一二年 五月二六日教育委

員会規則第二七号

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）附則第二項の規定の適用を受ける者については、改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項第六号の規定は適用しない。

3 改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第十四条の規定を適用したとしたならば、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）別表第三（教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百十八号）附則第八項の規定による場合を含む。以下この項において同じ。）又は別表第六に規定するそれぞれの普通免許状に係る単位数のうち十単位以上を平成十五年三月三十一日までに修得したこととなる者に対する教育職員免許法別表第三又は別表第六の規定の適用については、改正後の規則第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月三十一日教育委員会規則第二十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年五月二十六日教育委員会規則第二十七号）

（施行期日）

- | | |
|--|--|
| <p>1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則別表第十四の規定を適用したとしたならば、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第三（教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）附則第八項の規定による場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を平成十五年三月三十一日までに得たこととなる者については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則別表第十四の規定の適用により教育職員免許法別表第三に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
附 則（平成十三年一月五日教育委員会規則第二号）
(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
(教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、第三条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の規定に基づき調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成十四年三月一日教育委員会規則第九号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成十四年十二月六日教育委員会規則第二十三号）
(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成十六年三月三十日教育委員会規則第二号抄）
(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成十七年三月一日教育委員会規則第三号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成十九年十月三十日教育委員会規則第二十二号）</p> | <p>1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則別表第十四の規定を適用したとしたならば、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第三（教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）附則第八項の規定による場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を平成十五年三月三十一日までに得たこととなる者については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則別表第十四の規定の適用により教育職員免許法別表第三に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
附 則（平成十三年一月五日教育委員会規則第二号）
(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
(教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、第三条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の規定に基づき調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成十四年三月一日教育委員会規則第九号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成十四年十二月六日教育委員会規則第二十三号）
(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成十六年三月三十日教育委員会規則第二号抄）
(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成十七年三月一日教育委員会規則第三号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成十九年十月三十日教育委員会規則第二十二号）</p> |
|--|--|

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月十三日教育委員会規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十二年三月三十一日教育委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十日教育委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年一月三十一日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月十八日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に授与されている改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第六条の規定による特別免許状は、改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第六条の規定による特別免許状とみなす。

別表第一（第十四条第一項）

（小学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月十三日教育委員会規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十二年三月三十一日教育委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十日教育委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年一月三十一日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月十八日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（新設）

別表第一（第十四条第一項）

（小学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数

		解に関する 科目等		
六	四	十九	五	四十
七	三	十七	四	三十五
八	三	十五	四	三十
九	二	十三	三	二十五
十	二	十一	三	二十
十一	一	九	二	十五
十二	一	七	二	十

別表第二（第十四条第一項）

（小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する 専門的事項に関する 科目	各教科の指 導法に関する 科目又は 教諭の教育 の基礎的理 解に関する 科目等	大学が独自に設 定する科目	最低修得単位 数
七	四	二十六	二	四十
八	三	二十三	二	三十五
九	三	二十	二	三十
十	二	十七	一	二十五
十一	二	十四	一	二十
十二	一	十一	一	十五
十三	一	八	一	十

別表第三（第十四条第一項）

（中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する 専門的事項に関する 科目	各教科の指 導法に関する 科目又は 教諭の教育	大学が独自に設 定する科目	最低修得単位 数

		解に関する 科目等		
六	四	十九	五	四十
七	三	十七	四	三十五
八	三	十五	四	三十
九	二	十三	三	二十五
十	二	十一	三	二十
十一	一	九	二	十五
十二	一	七	二	十

別表第二（第十四条第一項）

（小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する 専門的事項に関する 科目	各教科の指 導法に関する 科目又は 教諭の教育 の基礎的理 解に関する 科目等	大学が独自に設 定する科目	最低修得単位 数
七	四	二十六	二	四十
八	三	二十三	二	三十五
九	三	二十	二	三十
十	二	十七	一	二十五
十一	二	十四	一	二十
十二	一	十一	一	十五
十三	一	八	一	十

別表第三（第十四条第一項）

（中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する 専門的事項に関する 科目	各教科の指 導法に関する 科目又は 教諭の教育	大学が独自に設 定する科目	最低修得単位 数

		の基礎的理 解に関する 科目等		
六	九	十四	四	四十
七	八	十三	三	三十五
八	七	十一	三	三十
九	六	十	三	二十五
十	五	八	三	二十
十一	四	七	二	十五
十二	三	五	二	十

別表第四（第十四条第一項）

（中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する 科目等	大学が独自に設 定する科目	最低修得単位 数
七	九	十九	四	四十
八	八	十七	三	三十五
九	七	十五	三	三十
十	六	十二	二	二十五
十一	五	十	二	二十
十二	四	八	一	十五
十三	三	六	一	十

別表第五（第十四条第一項）

（高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は	大学が独自に設 定する科目	最低修得単位 数

		の基礎的理 解に関する 科目等		
六	九	十四	四	四十
七	八	十三	三	三十五
八	七	十一	三	三十
九	六	十	三	二十五
十	五	八	三	二十
十一	四	七	二	十五
十二	三	五	二	十

別表第四（第十四条第一項）

（中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する 科目等	大学が独自に設 定する科目	最低修得単位 数
七	九	十九	四	四十
八	八	十七	三	三十五
九	七	十五	三	三十
十	六	十二	二	二十五
十一	五	十	二	二十
十二	四	八	一	十五
十三	三	六	一	十

別表第五（第十四条第一項）

（高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は	大学が独自に設 定する科目	最低修得単位 数

	科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
六	九	十一	八	四十
七	八	十	七	三十五
八	七	九	七	三十
九	六	七	六	二十五
十	五	六	五	二十
十一	四	五	四	十五
十二	三	四	三	十

別表第六（第十四条第一項）

（幼稚園教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
六	四	十八	五	四十
七	三	十六	五	三十五
八	三	十四	四	三十
九	二	十三	四	二十五
十	二	十一	三	二十
十一	一	九	三	十五
十二	一	七	二	十

別表第七（第十四条第一項）

（幼稚園教諭の二種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項	保育内容の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

	科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
六	九	十一	八	四十
七	八	十	七	三十五
八	七	九	七	三十
九	六	七	六	二十五
十	五	六	五	二十
十一	四	五	四	十五
十二	三	四	三	十

別表第六（第十四条第一項）

（幼稚園教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
六	四	十八	五	四十
七	三	十六	五	三十五
八	三	十四	四	三十
九	二	十三	四	二十五
十	二	十一	三	二十
十一	一	九	三	十五
十二	一	七	二	十

別表第七（第十四条第一項）

（幼稚園教諭の二種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項	保育内容の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

	項に関する科目	する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
七	四	二十七		四十
八	四	二十四		三十五
九	三	二十一		三十
十	三	十八		二十五
十一	二	十五		二十
十二	二	十二		十五
十三	一	九		十

別表第八（第十四条第一項）

（免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者が小学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
四	二	十一	四	二十
五	一	九	三	十五
六	一	七	二	十

別表第九（第十四条第一項）

（免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者が中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

	項に関する科目	する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
七	四	二十七		四十
八	四	二十四		三十五
九	三	二十一		三十
十	三	十八		二十五
十一	二	十五		二十
十二	二	十二		十五
十三	一	九		十

別表第八（第十四条第一項）

（免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者が小学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
四	二	十一	四	二十
五	一	九	三	十五
六	一	七	二	十

別表第九（第十四条第一項）

（免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者が中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

	科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
四	五	八	三	二十
五	四	七	三	十五
六	三	五	二	十

別表第十（第十四条第一項）

（免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
四	五	六	六	二十
五	四	五	五	十五
六	三	四	三	十

別表第十一（第十四条第一項）

（免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者が幼稚園教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
四	二	十	五	二十
五	一	九	三	十五

	科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
四	五	八	三	二十
五	四	七	三	十五
六	三	五	二	十

別表第十（第十四条第一項）

（免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
四	五	六	六	二十
五	四	五	五	十五
六	三	四	三	十

別表第十一（第十四条第一項）

（免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定の適用を受ける者が幼稚園教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
四	二	十	五	二十
五	一	九	三	十五

六	一	七	二	十
---	---	---	---	---

別表第十二（第十四条第一項）

（養護教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
四	七	五	二	十五
五	五	三	二	十

別表第十三（第十四条第一項）

（養護教諭の二種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
七	十二	七	二	二十五
八	十	六	二	二十
九	八	五	一	十五
十	六	三	一	十

別表第十四（第十四条第一項）

（栄養教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
四	二十七	二	六	三十五

六	一	七	二	十
---	---	---	---	---

別表第十二（第十四条第一項）

（養護教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
四	七	五	二	十五
五	五	三	二	十

別表第十三（第十四条第一項）

（養護教諭の二種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
七	十二	七	二	二十五
八	十	六	二	二十
九	八	五	一	十五
十	六	三	一	十

別表第十四（第十四条第一項）

（栄養教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
四	二十七	二	六	三十五

五	二十二	二	六	三十
六	十八	二	五	二十五
七	十四	二	四	二十
八	十	一	四	十五
九	六	一	三	十

別表第十五（第十四条第一項）

（教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）
附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
十	二十	二十四	十六	九十
十一	十八	二十二	十五	八十五
十二	十七	二十	十四	八十
十三	十六	十八	十三	七十五
十四	十五	十六	十二	七十
十五	十四	十五	十一	六十五
十六	十三	十四	十	六十
十七	十二	十三	九	五十五
十八	十一	十二	八	五十
十九	十	十一	七	四十五
二十	九	十	六	四十
二十一	八	九	五	三十五
二十二	七	八	五	三十
二十三	六	七	四	二十五
二十四	五	六	四	二十
二十五	四	五	三	十五
二十六	三	四	三	十

五	二十二	二	六	三十
六	十八	二	五	二十五
七	十四	二	四	二十
八	十	一	四	十五
九	六	一	三	十

別表第十五（第十四条第一項）

（教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）
附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合）

第一欄	第二欄			第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
十	二十	二十四	十六	九十
十一	十八	二十二	十五	八十五
十二	十七	二十	十四	八十
十三	十六	十八	十三	七十五
十四	十五	十六	十二	七十
十五	十四	十五	十一	六十五
十六	十三	十四	十	六十
十七	十二	十三	九	五十五
十八	十一	十二	八	五十
十九	十	十一	七	四十五
二十	九	十	六	四十
二十一	八	九	五	三十五
二十二	七	八	五	三十
二十三	六	七	四	二十五
二十四	五	六	四	二十
二十五	四	五	三	十五
二十六	三	四	三	十

別表第十六（第十四条第二項）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄					第五欄		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数			道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	一		七	一			二		十
	中学校教諭普通免許状	一		七				二		九
中学	小学校	一	七	二				二		十一

別表第十六（第十四条第二項）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄					第五欄		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数			道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	一		七	一			二		十
	中学校教諭普通免許状	一		七				二		九
中学	小学校	一	七	二				二		十一

校教諭二種免許状	教諭普通免許状	二	五	一			二		八
	高等学校教諭普通免許状	一		一	一		一	三	六
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	一		一			二	六	九

備考 この表において「在職年数」とは、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。

別記

第一号様式

（第二条及び第二条の二）

第二号様式

（第二条）

第三号様式

（第二条）

第四号様式

（第三条、第三条の二、第四条、第八条及び第九条の二）

第五号様式

（第六条）

第六号様式

（第九条）

第六号様式の二

（第九条の三）

（その一）

（その二）

第六号様式の三

校教諭二種免許状	教諭普通免許状	二	五	一			二		八
	高等学校教諭普通免許状	一		一	一		一	三	六
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	一		一			二	六	九

備考 この表において「在職年数」とは、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。

別記

第一号様式

（第二条及び第二条の二）

第二号様式

（第二条）

第三号様式

（第二条）

第四号様式

（第三条、第三条の二、第四条、第八条及び第九条の二）

第五号様式

（第六条）

第六号様式

（第九条）

第六号様式の二

（第九条の三）

（その一）

（その二）

第六号様式の三

(第九条の三)
第七号様式
(第十条)
第八号様式
(第十二条)
第九号様式
(第十九条)
第十号様式 削除
第十一号様式
(第二十条)
第十二号様式
(第二十条)
第十三号様式
(第二十条)
第十四号様式
(第二十三条)
第十五号様式
(第二十三条)

(第九条の三)
第七号様式
(第十条)
第八号様式
(第十二条)
第九号様式
(第十九条)
第十号様式 削除
第十一号様式
(第二十条)
第十二号様式
(第二十条)
第十三号様式
(第二十条)
第十四号様式
(第二十三条)
第十五号様式
(第二十三条)